

令和7年1月23日

土木部各課長
各土木事務所長 様

土 木 部 長

建設業法第26条第3項第2号に規定する（旧：ただし書の規定の適用を
受ける）監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（通知）

このことについては、令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知により取扱いを定めたところですが、令和6年12月13日施行の建設業法改正に伴い、関係する部分を変更し、下記のとおりとしますので、適正な取扱いをお願いします。

記

- 1 次の要件をすべて満たす工事に限り専任特例2号による監理技術者の配置を認める。
 - （1） 当初請負対象金額2億円未満の工事であること。
※ 各工事の特性を踏まえ、上記の金額未満であっても、難易度の高い工事や緊急対応を要する工事など、兼務に支障があると執行機関が判断する工事については、認めないことができる。
 - （2） 兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
 - （3） 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
 - （4） 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
 - （5） 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例2号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が10km程度以内の近接した場所であること。
 - （6） 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
 - （7） 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - （8） 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （9） 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - （10） 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1級施工管理技士補を有する者又は1級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、**専任特例2号による**監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (11) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあること。
- (12) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (13) 兼務する工事の発注者に兼務についての承諾を得ること。

2 手続きについて

入札公告（指名通知書）及び特記仕様書に兼務の可否を明示し、兼務を認める場合には、要件を満たす挙証資料（別記様式1、別記様式2を含む）を添えて「現場代理人・技術者届」の提出を受けるものとする。なお、契約中の工事について、受注者から別記様式1（他機関発注の場合は、その発注機関が定める様式とする）の承諾の依頼があった場合には、要件を満たす挙証資料（別記様式2）を求め、当該工事が1の要件を満たす場合に限り、承諾すること。

3 入札公告（指名通知）及び特記仕様書の記載例

別紙のとおり。

（問い合わせ先）

土木政策課 契約担当

TEL：088－823－9813

入札公告（指名通知書）及び特記仕様書等記載例、提出書類の例について

【兼務を認めない工事の場合】

入札公告（指名通知書）の記載例

（入札公告は「第○ その他事項」、指名通知書は「○ その他」の項目に記載。※○は項目番号）
 ・本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者（専任特例 2 号による監理技術者）の配置は認めない。

特記仕様書の記載例

第○条 監理技術者等

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者（専任特例 2 号による監理技術者）の配置は認めない。

【兼務を認める工事の場合】

入札公告（指名通知書）の記載例

（入札公告は「第○ その他事項」、指名通知書は「○ その他」の項目に記載。※○は項目番号）
 ・本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者（以下、「専任特例 2 号による監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の専任特例 2 号による監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。

特記仕様書の記載例

第○条 監理技術者等（当初請負対象金額が 2 億円未満の時に記載）

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者（以下、「専任特例 2 号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（１２）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１） 兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24 時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
 - （２） 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
 - （３） 同一の専任特例 2 号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に 2 件までであること。
 - （４） 専任特例 2 号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例 2 号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10 km 程度以内の近接した場所であること。
 - （５） 専任特例 2 号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。

- (6) 専任特例 2 号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - (7) 専任特例 2 号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (9) 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1 級施工管理技士補を有する者又は 1 級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (10) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にあること。
 - (11) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (12) 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。
2. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 14 日付け 4 高土政第 1343 号土木部長通知 最終改正：令和 7 年 1 月 23 日付け 6 高土政第 1196 号）に規定する別記様式 1、別記様式 2 及び 1 の（1）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。
3. 本工事において、専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

別記様式 1

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者 住所
氏名

以下のとおり、専任特例 2 号による監理技術者として他工事と兼務することについて、発注者の承諾を得ましたので提出します。

承 諾 書

下記工事の監理技術者について、専任特例 2 号による監理技術者として他工事との兼務を承諾します。

記

工 事 名 :
工 事 番 号 :
契 約 日 :
工 期 :
監 理 技 術 者 名 :

高知県発注の場合
(執行機関の長のみ)

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名 ○○土木事務所長 印

別記様式 2

専任特例 2 号による監理技術者の配置にかかる確認事項

チェック項目	確認資料	確認事項
☐		兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。
☐	①	低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
☐	②	同一の専任特例 2 号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に 2 件までであること。
☐	③	専任特例 2 号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例 2 号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10 k m 程度以内の近接した場所であること。
☐	④	専任特例 2 号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
☐	⑤	専任特例 2 号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
☐		監理技術者補佐を専任で配置すること。
☐	⑥	監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1 級施工管理技士補を有する者又は 1 級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	⑦	監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にあること。
☐	⑧	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
☐	⑨	兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。
☐		上記項目を全て満たしている。

レまたは■を記載すること

【要件を確認するための資料の例】

- ①②専任特例 2 号による監理技術者が兼務する工事の C O R I N S の写し等
- ③位置図等（W e b マップサービス等のルート検索画面の写しで可）
- ④⑤⑧業務分担、連絡体制等を記載した書類
- ⑥監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等）
- ⑦監理技術者補佐の直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係を証明する書類（健康保険証等）
- ⑨承諾書（別記様式 1 等）

※要件を確認するための資料は、落札決定後に「現場代理人・技術者届」に添えて提出する。

現場代理人・技術者届

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者 住所
氏名

工事名					
工事番号					
工事場所					
契約予定金額	¥	下請施工予定金額		¥	
現場代理人	フリガナ 氏名		生年月日	T・S・H	年 月 日
	他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。 健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤写しは別紙のとおりです。				
監理技術者 補佐	フリガナ 氏名		生年月日	T・S・H	年 月 日
	資格等	一級土木施工管理技士補			
	他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。 健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤写しは別紙のとおりです。				
専任特例2号 による監理技 術者	フリガナ 氏名	△△ △△	生年月日	T・S・H	年 月 日
	い ず れ か に ○		他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務は ありません。なお、兼務の必要が生じた場合は、別途協議します。		
		○	他の工事（国、県、市町村等全て）との兼務状況は別紙のとおりです。		
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤写しは別紙のとおりです。				
	監理技術者資格者証写し貼り付け欄				